

【加盟店の登録手続について】

1. 登録の資格

加盟店（本商品券を取り扱う事が出来る事業所）の登録資格は、原則、当市商工会員で東松山市内で事業を行っている事業者です。

《取扱店業種の例》

- ◆小売業…食料品、衣料品、日用品雑貨、家電、自転車など。
- ◆飲食業…飲食店、喫茶店、居酒屋など
- ◆サービス業…理・美容、クリーニング、エステなど
- ◆その他…建築・リフォーム、造園、建具、内装工事、防水工事、電気工事、自動車整備、病院クリニック、薬局など

〈注意点〉

※小売店は店舗面積により大型店（1,000平方メートル超）と、一般商店（1,000平方メートル以下）に分類されます。飲食業、サービス業、その他は一般商店として扱います。但し、大型店内の各店テナント、ショッピングモール等は大型店として扱います。

※A券（一般商店・大型店併用券）とB券（一般商店専用券）があります。大型店では、A券（一般商店・大型店併用券）のみ使用できます。

※加盟店登録は、店舗ごとになります。

※加盟店参加資格にある対象外の一部業種、取引はご利用になれません。

2. 参加負担金 無 料

3. 参加資格 東松山市内で事業を行っている商工業者で次の①～④に該当する事業者を除いたもの。

- ①風俗法に規定する特殊営業に係わる事業者
- ②特定の宗教・政治団体と係る場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
- ③下記《商品券の利用範囲（制限）》に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- ④役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員）又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものに該当する事業者

《商品券の利用範囲（制限）》

次に示す内容について商品券の利用は出来ません。

- ① 換金性の高いもの（商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等）
- ② 風俗法に規定する特殊営業に係わるもの
- ③ 国や地方公共団体、公共料金への支払い
- ④ 取扱店が特別に指定した商品
- ⑤ 株式、先物、宝くじなどの金融商品
- ⑥ たばこ（たばこ事業法第36条第1項による）
- ⑦ その他東松山市商工会が別途定めたもの

4. 登録申込みの手続

(1) 登録手続の方法

- ① 令和2年度登録事業者で令和3年度も登録を希望する方

特に申請の必要はありません。令和2年度に申請いただいている情報で登録いたします。

- ② 新規登録申込の方

令和3年度「東松山市プレミアム付商品券」取扱加盟店登録申込書…様式1により申請

- ③ 令和2年度登録事業者で申請内容変更の方

令和3年度「東松山市プレミアム付商品券」登録内容変更申込書…様式2により申請

- ④ 令和2年度登録事業者で脱退を希望する方

同封の令和3年度「東松山市プレミアム付商品券」取扱加盟店脱退届…様式3により申請

(2) 登録申請期間

新規申込・申請内容の変更・脱退の申請…令和3年8月18日（水）までに商工会へ書類をご提出下さい。（土・日・祝日は除く）

加盟店一覧は、商工会ホームページ上で随時公開し、商品券予約販売案内の新聞折込のチラシには紙面構成の都合上掲載いたしません。但し、商品券購入者様へは、商品券にセットして加盟店一覧（8月18日迄の申請分を基本）を同封します。

(3) 加盟店への交付書類

加盟店に登録して戴きますと次に掲げる書類を交付します。

- ①取扱加盟店ポスター（店頭用、店内用）
- ②加盟店登録証明書
- ③換金請求書
- ④商品券見本
- ⑤のぼり旗

※ 9月中旬に取扱店説明会開催予定

(4) 商品券の換金

顧客（利用者）から受け取った商品券の換金については、次に掲げる通りです。

- ① 換金期間 令和3年10月12日（火）～令和4年2月21日（月）
（換金期間の過ぎた商品券は無効となります）

② 換金方法

- ・ 提出した取扱加盟店申込書〔様式1、様式2〕（令和2年度から継続加入の方は、登録済の金融機関先）に記入した市内金融機関（埼玉りそな銀行東松山支店、武蔵野銀行東松山支店、高坂支店、東和銀行東松山支店・東平支店、埼玉縣信用金庫東松山支店、埼玉中央農協）を窓口とし、商品券と換金請求書と加盟店登録証明書を持参し、換金手続をして戴きます。
- ・ 定められた日に指定口座へ振り込み致します。

※換金申込時に指定金融機関等で口座をご記入下さい。